

知的財産マネジメントの専門人材（以下「知的財産プロデューサー」という。）を公的資金が投入されている研究開発プロジェクトを推進する大学、研究開発機関及び技術研究組合等に派遣し、研究の初期段階から事業化段階までの研究成果の活用を見据えた戦略の策定を支援することにより、我が国のイノベーションの促進に寄与するという「知的財産プロデューサー派遣事業」の目的に鑑み、知的財産プロデューサーの採用基準を以下に定める。

[採用基準]

必須要件を充足する者の中から、必須要件の充足程度及び任意要件を総合的に評価し、派遣先研究開発機関等のニーズに適した人材を採用する。

1. 必須要件

- ① 知的財産に関する高度な専門的知識を有し、次の少なくとも1つの部門において十分な実務経験を有すること。
企業等における知的財産部門、法務部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門等（以下「知的財産部門等」という。）、公的研究開発機関、大学又は行政機関（以下「研究開発機関等」という）における産学連携部門、URA 部門、スタートアップ支援部門、TLO 部門（以下「産学連携部門等」という）、その他上記に相当する部門等
- ② 知的財産部門等又は産学連携部門等において指導的業務（管理職又はそれに相当）に携わった経験又はそれに相当する経験を有し、上記部門等における人材育成能力を備えていること。
- ③ 研究開発プロジェクト等の状況及びニーズに応じて、知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略の策定及びマネジメント並びに当該社会実装を加速する活動ができること。

2. 任意要件

- ① 企業等又は研究開発機関等において事業化や研究開発のプロジェクト立ち上げの経験を有すること。
- ② 企業等又は研究開発機関等において、国際標準化業務の経験を有すること。
- ③ 企業等又は研究開発機関等において、国際的なライセンス業務の経験を有すること。
- ④ 大学院等において、事業戦略、知財戦略、産学連携等に関する知識の体系的な獲得経験を有すること。
- ⑤ 共同研究・委託研究の推進等、産学官連携についての実務経験を有すること。
- ⑥ 複数企業又は複数大学が参画する研究開発プロジェクト等において、知財又は産学連携活動に関するマネジメント経験を有すること。
- ⑦ 研究開発プロジェクト等における支援についての情熱と、プロジェクト構成員の多様性に柔軟に対応できるメンタリティを備えていること。